

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により，次のとおり縦覧に供する。

令和3年10月15日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ杜せきのした その2
名取市杜せきのした五丁目4番地1～15
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 3 市町村の意見の概要
(1) 青少年の健全育成について
 - ・ 青少年の問題行動及び事故発生の防止等を目的に地域住民や関係機関により店内をパトロール巡回する際は，好意的に受け入れを検討すること。
 - ・ 酒・タバコの販売については，未成年とみられる購入者に対して本人確認できる身分証明書の提示を求め，未成年の場合には販売しない等，留意すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び名取市役所
- 6 縦覧期間
令和3年10月15日から令和3年11月15日まで（ただし，閉庁日を除く。）